

第四十八号議案

東京都特定個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都特定個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項及び第二十五条中「から第十五号」を「及び第十四号から第十六号」に改める。

別表電磁的記録の部その他の電磁的記録（パーソナルコンピュータで作成されたものに限る。）の項中「日本工業規格 X 〇六〇六」を「日本産業規格 X 〇六〇六」に改め、同表備考二中「日本工業規格 A 列三番」を「日本産業規格 A 列三番」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。ただし、第五条第三項及び第二十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行による工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。